

# デジタル放送推進のための行動計画 (第8次)

2007年11月30日 地上デジタル推進全国会議策定

## — 御説明資料 —

平成19年12月18日  
総務省情報通信政策局

# 地上デジタル放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送推進協議会 (全国協議会)	デジタル放送推進協会 (Dpa)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2007年4月※
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口信夫 (日本商工会議所名誉会頭)	会長 河合 久光 (静岡朝日テレビ代表取締役社長)	理事長 間部 耕華 (日本テレビ放送網代表取締役相談役)
構成員	NHK、民放テレビ全127社、放送関連団体、メーカー、販売店、消費者団体、地方公共団体、経済団体、マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより構成され、地上デジタルテレビ放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主にアナログ周波数変更対策、デジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上デジタル及びBSデジタル放送の普及並びにこれらに関する事業を実施することにより、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を図る等のため組織
役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ</li> <li>○「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」の改訂・フォローアップ</li> <li>○受信機の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ</li> <li>○その他デジタルテレビ放送の普及促進に関する各分野における検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討</li> <li>○デジタルテレビ放送の進め方についての制度的・技術的検討</li> <li>○放送事業者が行う周知広報の取組について検討</li> <li>※検討結果を必要に応じて「行動計画」にも反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送並びにそれらの受信の普及促進</li> <li>○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送に関する調査・研究</li> <li>○地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進 等</li> </ul>

※ (社)地上デジタル放送推進協会(2003年8月設立)と(社)BSデジタル放送推進協会(1991年設立)が統合。

# デジタル放送推進のための行動計画（第8次）概要①

アナログ放送終了期限まで3年8ヶ月を切り、デジタル化完了の最終段階  
関係者が一丸となって2011年にデジタル放送に完全移行する決意を表明

現  
状

- ・デジタル受信機の普及世帯は約1400万世帯(2007年3月)、台数は約2725万台(同年10月末)
- ・第7次行動計画の普及目標に沿って普及している状況。

目  
標

- ・北京オリンピック時点(2008年8月)で、デジタル受信機普及が、約2400万世帯、約3600万台。
- ・2011年4月までに全世帯(5000万世帯)、2011年7月までに1億台。

## 送信側の課題への取組

- ・中継局整備の促進
- ・中継局ロードマップの改訂(2008年3月)
- ・デジタル難視世帯の精査、市町村別ロードマップの改訂(2008年6月)
- ・デジタル混信対策(混信対策用中継局設置等)
- ・ケーブルテレビによるデジタル再送信(2011年初頭までに全加入世帯で視聴可能)
- ・IP同時再送信による条件不利地域への提供
- ・衛星セーフティネットの実施(本年内に具体案を公表。2009年度内に開始)

## 受信側の課題への取組

- ・共聴施設対策の強化(現状調査、説明会開催、業界団体等への協力要請、番組活用周知、辺地共聴改修支援等)
- ・きめ細かい視聴実態・受信実態の調査
- ・デジタル受信機器の普及・低廉化促進
- ・簡易なチューナー実現の環境整備
- ・経済弱者対策の検討(2008年8月まで)
- ・公共施設のデジタル化促進
- ・悪質商法対策、廃棄・リサイクル対策
- ・関係省庁連絡会議等で政府をあげて検討

## 周知広報・相談等の取組

- ・周知広報の拡充・丁寧な周知広報の実施(「周知広報計画」の改訂)(2008年3月)
- ・全国10箇所程度の「地域相談・対策センター(仮称)」を設置(2008年度後半)
- ・地域レベルで関係業界が参加する連絡推進体制を構築(2008年度後半)

## アナログ放送終了体制・計画

- ・アナログ放送終了までに生じる課題と対策・対応体制の検討及び具体的計画策定(2008年8月まで)

## 行動計画のフォローアップ等

2007.11.30  
第8次行動計画策定

2008.5末  
第8次行動計画  
フォローアップ

2008.12  
第9次行動計画策定

# デジタル放送推進のための行動計画（第8次）概要②

## 各主体の取組

政府の取組	受信機メーカー、販売店の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①周知・広報</li> <li>②共聴施設への対応</li> <li>③ギャップフィラーの制度化</li> <li>④デジタル混信の対策</li> <li>⑤税制等の措置</li> <li>⑥中継局整備の支援</li> <li>⑦アナログ放送の終了計画等</li> <li>⑧地域レベルの相談・対策体制の整備</li> <li>⑨衛星によるセーフティネット</li> <li>⑩コンテンツ振興</li> <li>⑪簡易で低廉なチューナーが流通する環境整備</li> <li>⑫受信機器購入に対する支援（経済弱者支援）</li> <li>⑬公共施設のデジタル化</li> <li>⑭廃棄・リサイクル対策</li> <li>⑮「悪質商法」対策</li> <li>⑯関係業界への働きかけ</li> </ul>	<p>〔メーカー〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進</li> <li>②すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進</li> <li>③購入者の理解の促進</li> <li>④アフターサービスの充実</li> <li>⑤アナログテレビのリサイクル対策への取組</li> <li>⑥需要量に的確に対応した供給</li> </ul> <p>〔販売店〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人材育成</li> <li>②購入者への説明の徹底</li> <li>③アフターサービスの充実</li> <li>④デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供</li> <li>⑤工事業者等と連携した計画的工事の促進</li> <li>⑥アナログテレビのリサイクルへの取組</li> </ul>
地上デジタルテレビジョン放送事業者の取組	地方公共団体の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①放送エリアカバー</li> <li>②周知・広報活動等</li> <li>③受信相談</li> <li>④地デジの特長を活かした放送サービスの充実</li> <li>⑤IP同時再送信の再送信同意</li> <li>⑥共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化</li> <li>⑦共聴施設の改修</li> <li>⑧アナログ放送の終了計画等</li> <li>⑨衛星によるセーフティネット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①周知・広報活動等</li> <li>②自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応</li> <li>③辺地共聴施設等への対応</li> <li>④地方公共団体施設のデジタル化</li> <li>⑤受信環境把握への協力</li> <li>⑥アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力</li> <li>⑦デジタル化に便乗した悪質商法への対策への協力</li> <li>⑧地方公共団体としての立場からの適時の提言等</li> </ul>
<p>（社）デジタルラジオ推進協会、BSテレビ放送事業者、CSテレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、Dpaの取組</p>	

# 2011年完全移行を確実に実施する決意の表明

地上テレビ放送のデジタル化は、周波数の有効利用、高度なサービス実現、国際競争力の強化、新規ビジネス・雇用創出等の観点から、国民全体の利益を向上させるものであり、国をあげて取り組むべき課題である。

2003年12月の放送開始以降、地上デジタルテレビ放送は順調に普及しているが、アナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行するためには、残る期間が3年8ヶ月を切った今、さらに、送信側及び受信側のあらゆる課題を解決すべく、万全の取組を行う必要がある。

地上デジタルテレビ放送に関わる全ての関係者は、このような認識を共有し、自らの役割を着実に果たすとともに、国民一人一人がデジタル化の意義・必要性・必要な対応を認識し、理解し、行動するための環境整備に努めることにより、地上放送の円滑な完全デジタル化を実現させなくてはならない。

ここに、この「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」の策定に参加する関係者が一丸となって、2011年7月までにアナログ放送が確実に終了し、完全デジタル化ができるよう、全力で取り組むことを決意し、表明する。

2007年11月30日  
地上デジタル推進全国会議

# 地上デジタル放送の普及世帯数・台数の目標

図1 普及世帯数に関する普及目標(ロードマップ)

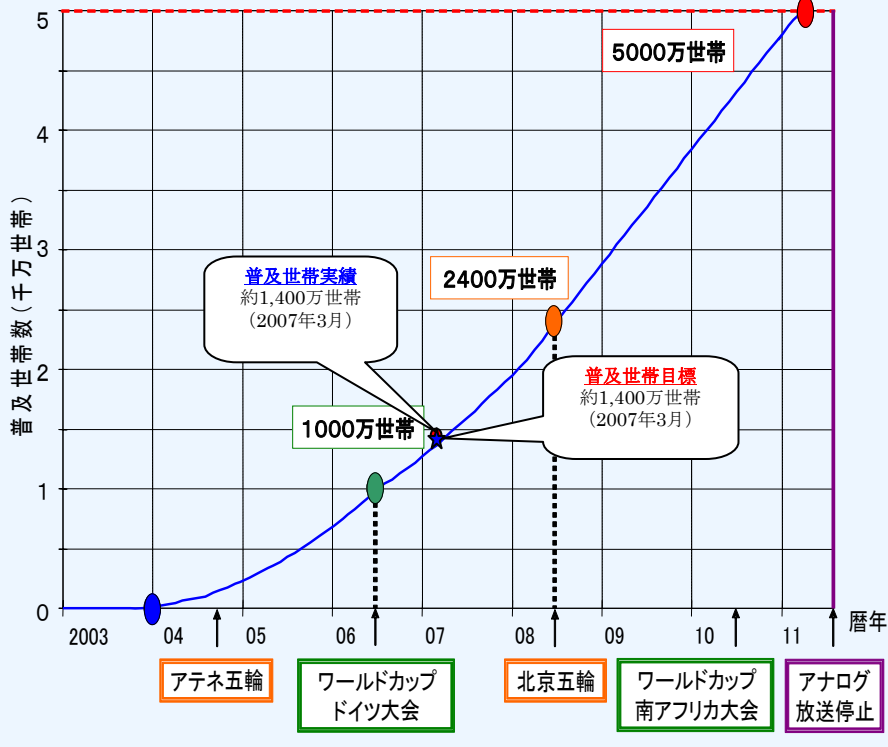
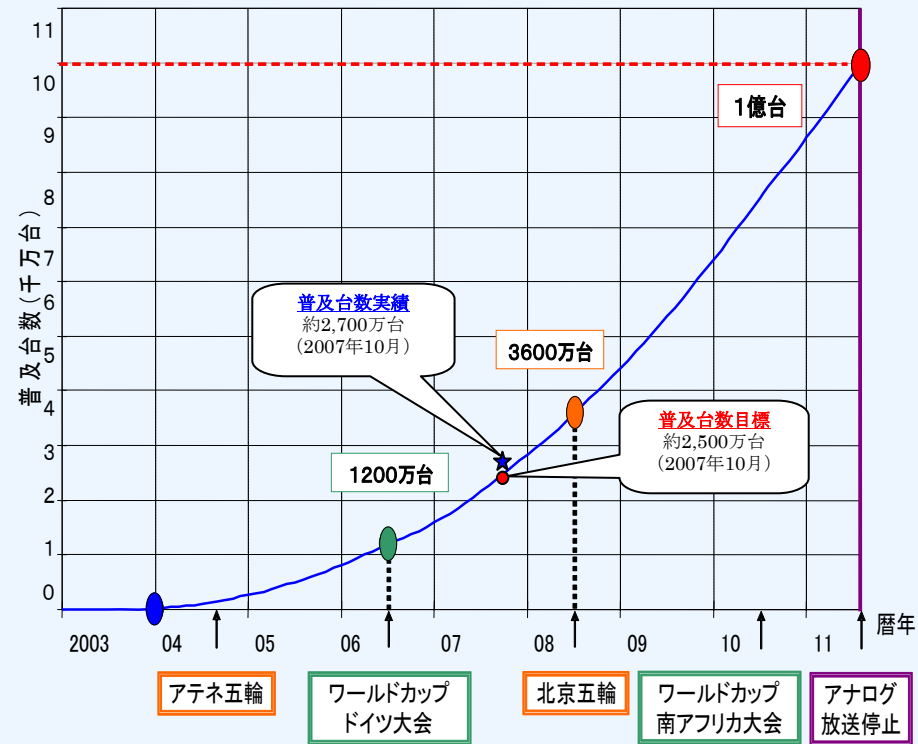
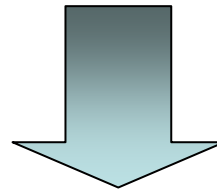


図2 普及台数に関する普及目標(ロードマップ)

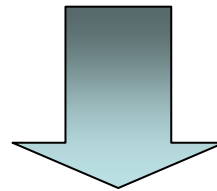


# 地上デジタル放送が直接受信可能なエリア

2003. 12 全世帯の約25%



2006. 12 全世帯の約84%



2007. 12 全世帯の約92%

# 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	都市受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設	ケーブルテレビ
世帯数(施設数)	2,000万世帯程度	約770万世帯(約52万棟)	約670万世帯(約5万施設)	約160万世帯(約2万施設)	約2,150万世帯
施設のデジタル化	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合があり、改修の際には、改修工事の他、各共聴施設毎に下欄のような対応等が必要になる。また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。			地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBレンタル等)が必要な場合がある。
		分譲集合住宅の場合には、住民管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	改修方法の決定(デジタル化改修、個別受信等の選択)が必要。受信障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	
周知・働きかけ	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpaのパンフレット、地方公共団体の広報誌、Dpaの「地デジキャラバン」等を通じて周知。				
		国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	NHK共聴は、NHKが地元共聴組合に対し周知。自主共聴は、国が地方公共団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	ケーブルテレビ事業者が加入者等に対し周知。
費用負担の基本的考え方	自己負担。	集合住宅の建物内改修は所有者負担。	受信障害が解消した場合は、左記「戸建て住宅」又は「集合住宅」と同じ。受信障害が解消されない場合の共聴施設改修の費用負担は、原因物所有者と視聴者の間で協議(その際の基本的考え方を総務省が提示(2006年11月))。	NHK共聴は、NHKと視聴者等で費用負担。自主共聴は、施設の設置管理者(自治体又は共聴組合)負担。視聴者負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。	加入料・利用料等として視聴者が負担。一定の要件を満たすケーブル敷設等について、ケーブルテレビ事業者に対して国が補助。

(注1) 各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。

(注2) 都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。

(注3) 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。